

参加確認型公募公告

下記の件について、特定の者と随意契約を予定していますが、他の供給可能者の有無を確認するため、公募に付します。なお、本公募に係る契約の相手方の決定及び契約締結は、当該契約に係る平成31年度予算が成立することを条件とします。

平成31年2月4日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者 理事 土肥 俊彦

記

1 公募に付する事項

(1) 件名 別記件名のとおり

(2) 招請の趣旨

本業務については、肉豚経営安定交付金制度の登録生産者等に対して制度の周知、連絡調整等を行うもので、2の応募条件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

(3) 契約期間

平成31年4月1日から肉豚経営安定交付金交付要綱（平成30年12月21日付け30農畜機第5241号）第4の1の（1）に定める最初の業務対象年間（以下「第1業務対象年間」という。）に係る同要綱第4の3の（9）に定める積立金に残額が生じる場合の返還（以下「無事戻し」という。）が終了する日まで。ただし、第1業務対象年間に係る無事戻しが行われない場合にあつては、無事戻しが行われないことが明らかとなった日までとする。また、無事戻しが終了した日が平成34年3月31日を超える場合にあつては平成34年3月31日までとする。

2 公募に応募する者に必要な資格に関する事項

次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 独立行政法人農畜産業振興機構競争参加者資格審査等事務取扱要領（平成15年10月1日付け15農畜機第152号-4）第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。

「競争参加者資格審査等事務取扱要領」（抜粋）

（有資格者とししない者）

（有資格者とししない者）

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団等の反社会的勢力に該当する者を有資格者とししないものとする。

（有資格者とししないことができる者）

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間有資格者とししないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者

(8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者

(9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

2 前項の規定にかかわらず、契約に係る指名停止等の措置基準（平成23年8月25日付け23農畜機第2236号）の定めるところにより、有資格者を一定期間機構の契約に係る競争に参加させないことができるものとする。

- (2) 4の(1)の提出期限までに、平成28～30年度全省庁統一資格又は、

独立行政法人農畜産業振興機構競争参加資格における業種区分「役務等」に登録された者であること。

- (3) 落札決定後、当機構と機密保持契約を締結することが可能な者であること。
- (4) 公募説明書の交付を受けた者であること。
- (5) 別記の府県内に事務所を有しており、同府県内の肉豚経営安定交付金制度の登録生産者及びその関係者と密接なネットワークを有していること。
- (6) 仕様書に基づく業務を遂行できる能力を有する者であること。

3 公募説明書を交付する場所及び問い合わせ先等

- (1) 交付場所：東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル 南館2階
独立行政法人農畜産業振興機構 畜産経営対策部養豚経営課
- (2) 交付期間：公告日から平成31年2月18日(月) 17時まで
※eメールでの資料交付を希望する者は、件名を「肉豚経営安定交付金制度に係る連絡調整等業務に係る資料送付希望」とし、応募を希望する府県名と応募者の氏名又は名称、担当者名及び連絡先(電話、FAX、メールアドレス)を本文に記載すること。

4 参加意思確認書等の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限：平成31年2月19日(火) 17時(必着)
- (2) 提出場所：東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル 南館2階
独立行政法人農畜産業振興機構 畜産経営対策部養豚経営課
- (3) 提出方法：郵送または持参により提出すること。
なお、郵送(引き受け日及び配達日が当該郵便又は信書便を取り扱う事業者において記録されるものに限る。)の場合は、提出場所あてに日時厳守で必着のこと。
- (4) 提出書類：①参加意思確認書
②会社案内等
③2の(1)から(3)を証する書面(任意様式)
④応募する府県内に事務所を有しておりかつ、同府県内の登録生産者等との連絡手段など2の(5)を満たすことを証する書類(任意様式)
⑤その他、業務を履行するに当たり必要な能力を有していることを証する書類(任意様式)

5 競争入札に移行する場合の入札方式及び日時

- (1) 入札方式：一般競争入札（総合評価落札方式）とする。
- (2) 入札日時：別途通知する。
- (3) 入札場所：独立行政法人農畜産業振興機構

6 問い合わせ先

〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル 南館2階
独立行政法人農畜産業振興機構 畜産経営対策部養豚経営課 池田 秀俊
電話 03-3583-1150
FAX 03-3586-5200
Email hidetoshi.ikeda@alic.go.jp

※問い合わせに対して回答するまで時間を要することがあるので、十分に
余裕をもって問い合わせすること。

7 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するため、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、本件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとする。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ②当機構との間の取引高
 - ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 - ④一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構への提供を要する情報
- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
- 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

8 その他

- (1) 応募者がいない場合又は応募者があっても公募審査委員会の審査の結果、合格者がいない場合は、特定事業者と随意契約を行う。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 応募の無効 本公告に示した応募する者に必要な資格のない者による応募及び応募に関する条件に違反した応募は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 応募に要する費用 応募に要した費用は、応募する者の負担とする。
- (7) 提出された応募書類等は、応募者に返還しないものとする。
- (8) 公募に応募したか否かにかかわらず、機構から交付を受けた公募説明書は、4の参加意思確認書等の提出期限後、1週間以内に6の担当者宛返却（eメールで交付を受けた場合は削除）するものとする。
- (9) 詳細は公募説明書による。

別記

番号	府県名	件名
1	青森県	青森県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
2	岩手県	岩手県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
3	宮城県	宮城県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
4	秋田県	秋田県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
5	山形県	山形県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
6	福島県	福島県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
7	茨城県	茨城県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
8	栃木県	栃木県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
9	群馬県	群馬県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
10	埼玉県	埼玉県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
11	千葉県	千葉県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
12	神奈川県	神奈川県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
13	新潟県	新潟県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
14	富山県	富山県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
15	石川県	石川県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
16	長野県	長野県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
17	岐阜県	岐阜県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
18	静岡県	静岡県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
19	愛知県	愛知県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
20	三重県	三重県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
21	滋賀県	滋賀県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
22	京都府	京都府に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
23	大阪府	大阪府に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
24	兵庫県	兵庫県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
25	奈良県	奈良県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
26	鳥取県	鳥取県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
27	島根県	島根県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
28	広島県	広島県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
29	山口県	山口県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
30	徳島県	徳島県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
31	香川県	香川県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
32	愛媛県	愛媛県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
33	高知県	高知県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託

34	福岡県	福岡県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
35	佐賀県	佐賀県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
36	長崎県	長崎県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
37	熊本県	熊本県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
38	大分県	大分県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
39	宮崎県	宮崎県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
40	鹿児島県	鹿児島県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託
41	沖縄県	沖縄県に係る肉豚経営安定交付金制度における連絡調整等業務の委託